

「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」 進化プログラム

『住民自治元年』

平成18年2月

福 島 県

～ 目 次 ～

第1	策定の背景及び趣旨	1
	1 地方分権の制度面での進展	
	2 地方分権の現状	
	3 プログラムが目指す地方分権の最終ステージ	
第2	住民が主役であることが実感できる地域社会	4
第3	実現に向けた基本的な考え方	5
第4	地域社会における分担と連携の調和	7
	1 住民を基本とした役割分担	
	2 県の新たな5つの機能	
第5	具体的な実践方策	10
	1 基本的な考え方	
	2 5つの実現目標	
	3 実践プログラムの計画期間等	
	4 実践項目の体系	
	《重点項目》	
	《重点項目と連携する項目》	

(資料編)

【問い合わせ先】

福島県総務部行政経営グループ

024-521-7093 (県庁内線3008)

「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」進化プログラム

〔概要版〕

『住民自治元年！』、行政から住民へ！

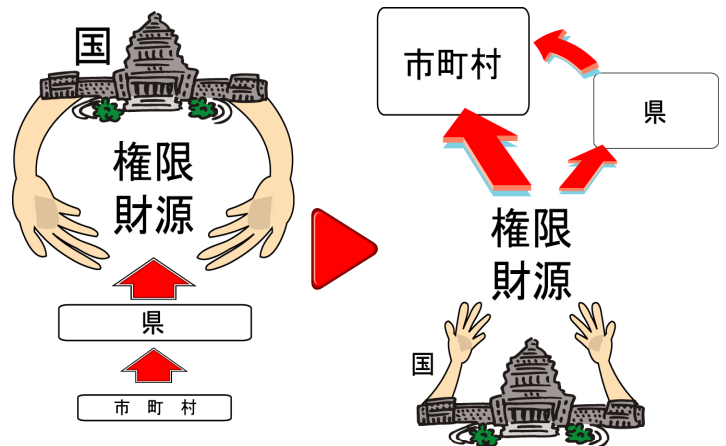
～「国から地方への分権」を発展させ、地方分権の最終ステージへ～

これまでの地方分権

「地域の問題を解決するために、市町村は県に、県は国にお伺いを立てる。」

こうした中央集権的な仕組みや考え方に終止符を打ち、地域のごときは、より住民に近い市町村で解決できるようにしようと、福島県は平成6年に自治体初の「地方分権宣言」を提唱しました。

それから10余年が経過した今、地方自治体の役割は拡大されつつありますが、国と地方の役割分担をさらに明確化し、地方でできることは地方ができるよう、より一層地方分権を進める必要があります。



地域のあり方は住民が決める＝真の地方自治へ



行政から住民へ＝真の地方自治の実現

そもそも地域は「わたしたち住民のもの」であり、住民自らが、地域のあり方を決め、自ら地域づくりを行えるようにすべきです。

分権によって増えた地方の役割は、行政の物差しではなく、住民が住民の物差しで地域づくりに活かせるよう、行政から住民へと広げていく必要があります。

そのような、住民が主役であることが実感できる「真の地方自治」の確立を福島県は目指します。

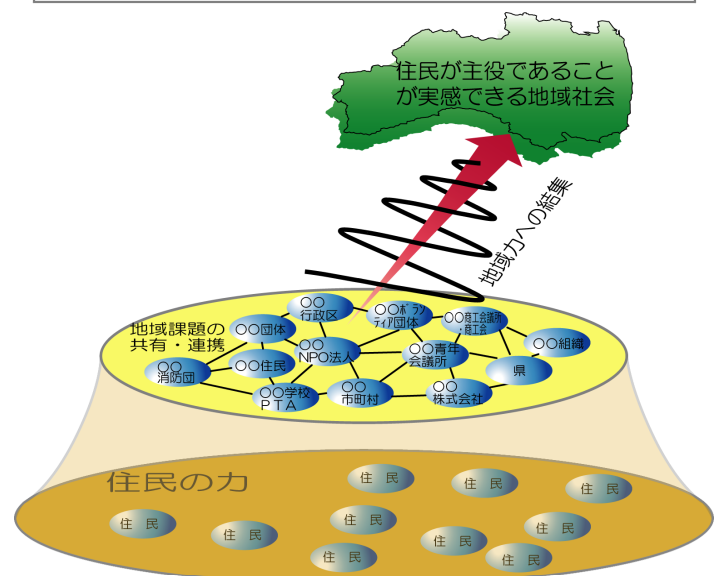
住民の力を地域力に結集

行政への参画等、住民が力を発揮する場を拡大する必要があります。

また、行政区や町内会のみならずNPOやボランティア団体などへの参加によって住民の力をより密度濃く発揮できる場は増えています。

こうした住民の組織、企業、行政等が、地域の課題を共有し、お互いの役割を認識しながら相互に連携・協働する社会、住民一人ひとりの力を地域力(地域力)に結集していく自治こそ、わたしたちが目指す「真の地方自治」です。

プログラムが目指す地域社会像



プログラムの主眼

本物の地方自治の実現をシステムとして整備するため、県として住民活動を支援する機能と体制を確立すると同時に、県の組織風土を変革するのが、このプログラムのねらいです。

プログラムでこう変える、こう変わる！

県の新たな5つの機能

県は、これまで県が果たしてきた機能をより進化させ、地域（住民）・市町村とのネットワークを確立しながら、国との間に立って、分権を加速度的に進める役割を実践します。

【タテ軸：従来の県の機能の進化】

広域連携機能：市町村域を超える課題 + 県域を超える課題（他の都道府県と連携）の解決

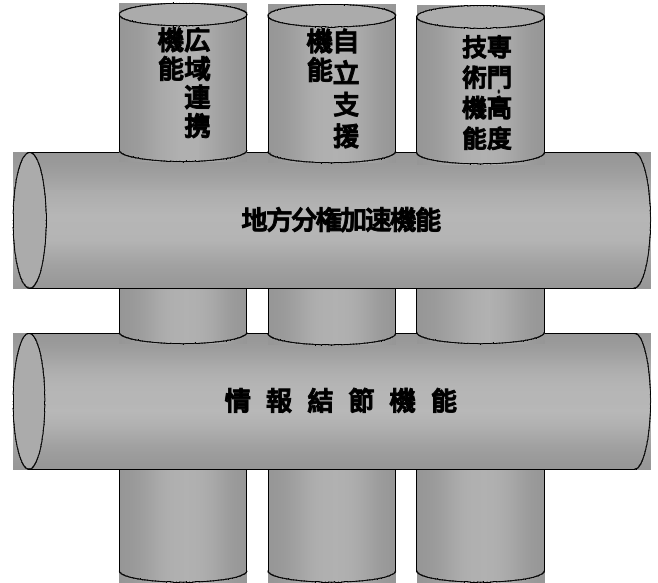
自立支援機能：市町村の自立の確立を支援する取組み（従来の補完機能の強化）

専門・高度技術機能：市町村で解決することが効率的ではない専門分野や高度技術分野を担任

【ヨコ軸：真の地方自治を確立する新たな機能】

情報結節機能：あらゆる情報の結節点としての機能

地方分権加速機能：地域の実状に応じた制度提案など、地方分権を加速させる機能（過渡的な機能）



実践方策

県の新たな5つの機能を具体化させながら、真の地方自治の実現に向け、平成18年度から5年間、当面14の実践項目を掲げて取り組みます。

特に、地域課題に対する住民や市町村の取組みを支援する仕組みとして、『出先機関連携システムの構築』を中心の取組みに位置づけ、他の取組みを連携させていきます。

実践項目の連携イメージ

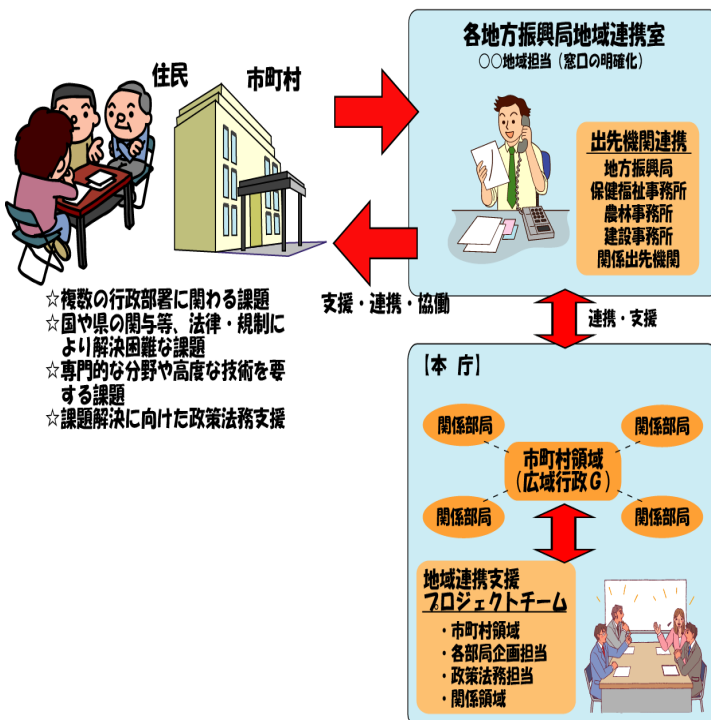
住民が主役であることが実感できる「真の地方自治」を実現する素地や風土の確立

- I 「分権意識への改革」
- II 「地域情報の円滑な交流」
- III 「住民の物差し（成果）を重視した行政運営」
- IV 「役割分担の具体的な明確化」
- V 「地域の実状に沿った自治システムへの変革」

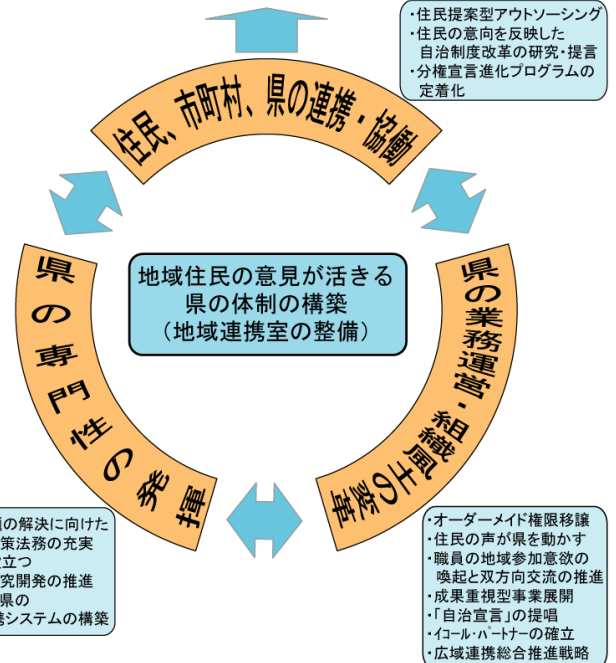
中心に位置付ける取組み

地域課題解決に向けた体制整備

～各地方振興局地域連携室の設置～



- ☆複数の行政部署に関わる課題
- ☆国や県の関与等、法律・規制により解決困難な課題
- ☆専門的な分野や高度な技術を要する課題
- ☆課題解決に向けた政策法務支援



- ・地域課題の解決に向けた政策法務の充実
- ・地域に役立つ研究開発の推進
- ・市町村と県の業務連携システムの構築

- ・オーダーメイド権限移譲
- ・住民の声で県を動かす
- ・職員が地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進
- ・成果重視型事業展開
- ・「自治宣言」の提唱
- ・イコール・パートナーの確立
- ・広域連携総合推進戦略

《お問い合わせ》

福島県総務部人事領域行政経営グループ

TEL 024-521-7093

E-mail: organization_management@pref.fukushima.jp

第1 策定の背景及び趣旨

1 地方分権の制度面での進展

高度経済成長を支えた「経済効率」や「競争」を過度に優先する社会・経済システム等がもたらしたひずみは、ここ十数年、地域社会の存立さえも脅かしている。

そのような社会・経済システムが生み出す負の側面に疑問を呈しつつ、地方の課題は地方で解決できるよう権限と財源の移譲を行い、「住民一人ひとりが真の豊かさを実感できる」社会の実現に向け、平成6年、福島県は自治体初の地方分権ビジョンとして、「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」を全国に発信した。

その後、急速に検討が進められた地方分権は、平成12年の地方分権推進一括法の施行により制度面では進展し、戦後50年間変化しなかった中央集権型行政システムが、地方分権へと動き出した。

【経済効率や競争を過度に優先する社会・経済システム等がもたらした状況変化】
「社会経済の国際化」「生活圏の広域化」「少子高齢化、人口減少」「中心市街地の空洞化」「農山村・中山間地域の過疎化」「東京一極集中」... など、地域によって多様化・複雑化

これら多様・複雑な地域課題の解決は、全国一律の考えで行うよりも、住民の意向を反映し、地域の実状に応じた解決を目指すべき。

⇒ 地方分権

平成6年 「地方分権・うつくしま、ふくしま。宣言」(提唱)

「住民を基本とした“新市町村主義”への^{たひたち}出発

「価値観の多様化」、「住民が真の豊かさを実感できる生活の実現」

⇒ 住民に身近な行政主体である市町村が、住民の視点に立って住民生活に密着した分野の行政を担うべき

「新たなパートナーシップの構築」

「国際的な地球社会との共存」
「国内的な多様なニーズへの対応」

⇒ 市町村、都道府県、国の役割を明確化し、それぞれが主体的な意思を持ちながら協調

制度面での一定の進展

平成12年 地方分権推進一括法(施行)

機関委任事務制度の廃止

機関委任事務(1)を自治事務(2)と法定受託事務(3)に整理

- (1) 県や市町村が国の機関として機能する制度
- (2) 法定受託事務以外の全ての事務(地域の実状に応じて多様)
- (3) 本来国が行うべき事務のうち、効率性等の観点から県や市町村が行う事務

国と地方の関係における新たなルール

国が、県や市町村に關与()する場合には法令による根拠が必要

- () 助言や勧告の他、資料提供要求や協議などについても、必要最小限にすることとされた

権限移譲の推進、必置規制の見直し(三位一体等で道半ば)

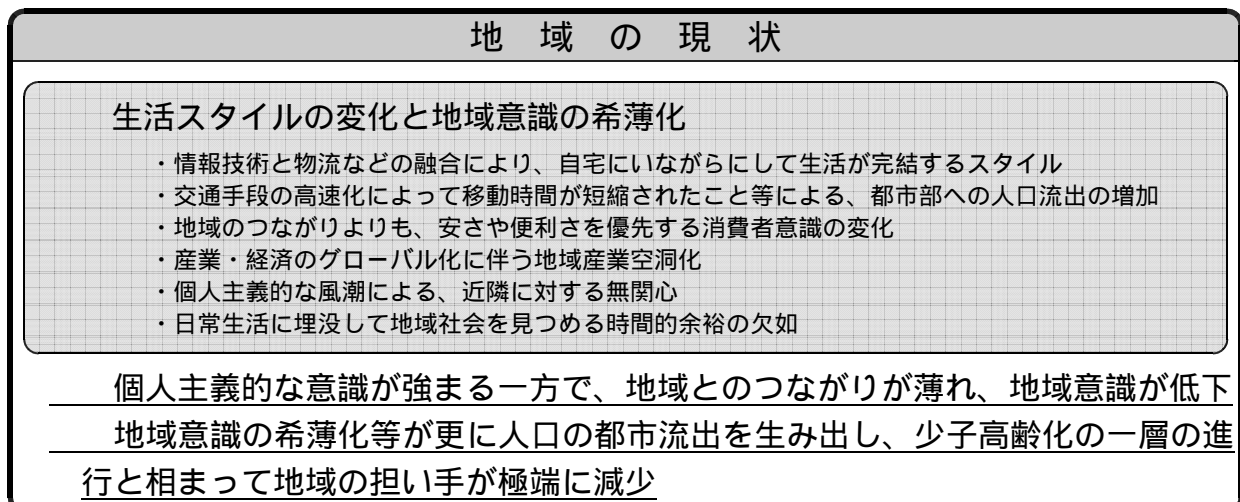
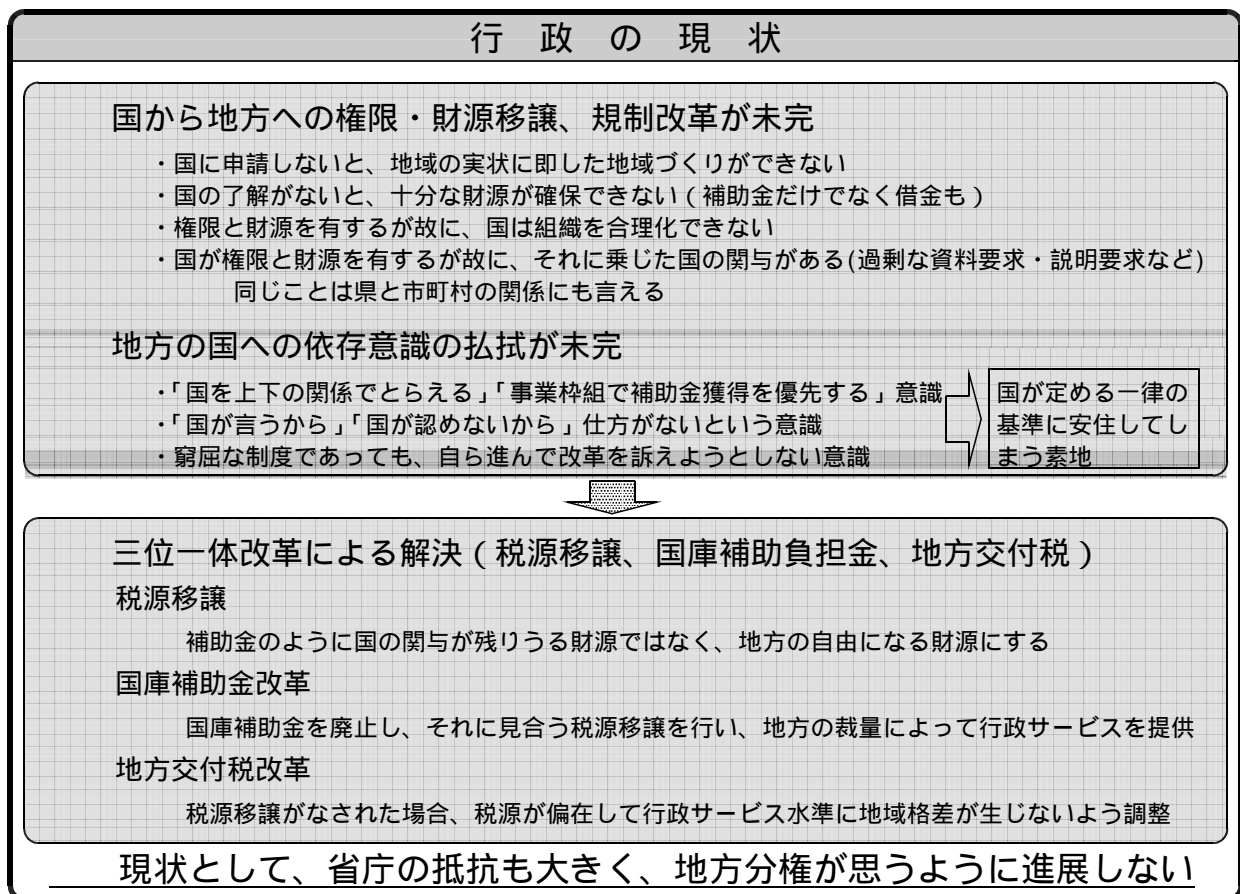
国庫補助負担金の整理合理化と税財源の充実確保(三位一体等で道半ば)

2 地方分権の現状

地方分権が動き出し、地方自治体の役割が拡大される方向であることは確かなものとなりつつあるが、今もなお国と地方間の権限や財源の問題等は未解決である。その決め手として取り組んでいる「三位一体改革」も、省庁の抵抗などによって大きくは進展していない。

このような中で、情報技術や交通・物流の発達などの広がりによって、個人主義的かつ合理的なライフスタイルが浸透している。

その結果、住民の地域への愛着や、郷土の伝統や習慣に根ざした地域の独自性が希薄となり、地域の課題は更に複雑・多様化している。



また、住民と行政の関係の現状は、その連携において次のような問題を抱えている。

住民と行政の連携の問題

住民と行政のすれ違い

- ・行政は様々な取組みを行っているが住民に浸透していない
- ・お互いの取組みに関する情報欠如による理解不足
- ・「行政に任せておけば」という住民の意識
- ・「行政しかできない」という行政の意識

行政は、これまで以上に住民との連携・協働を展開

住民は、地域課題を認識して行政の動きを待たなくとも活動

3 プログラムが目指す地方分権の最終ステージ

《本来の地方分権》

わたしたちの地域は、「わたしたち住民のもの」であり、住民自らがそのあり方を決め、課題を解決しながら地域づくりを行えるようにすべきというのが、本来の地方分権の考え方である。

《国 県 市町村 住民というタテ系列行政の転換》

そのためには、これまで「国 県 市町村 住民」というタテ系列の中でとられてきた住民と行政の関係を、住民を基本としたものに転換し、「真の地方自治」を実現していくことが求められる。

《行政から住民へ》

その原則に立って前節に例示した地方分権の問題をとらえたとき、従来の国から地方へという「行政から行政へ」の分権だけでは不十分であり、地方の役割を行政の物差しではなく、住民が住民の物差しで地域の課題を解決したり地域づくりが行えるよう、『行政から住民へ』と拡げていかなければならない。

《真の地方自治が実現している地域社会》

「真の地方自治」が実現している地域社会像は、「住民一人ひとりを原点とした、あらゆる主体」が、自分の役割も他の主体の役割も理解し、「地域をこうしたい」という課題意識を共有して、地域のあり方を決定し協働する社会である。

そして、そのことが、『住民が主役であることが実感できる地域社会の実現』につながる。

《地方分権の最終ステージを目指すプログラム》

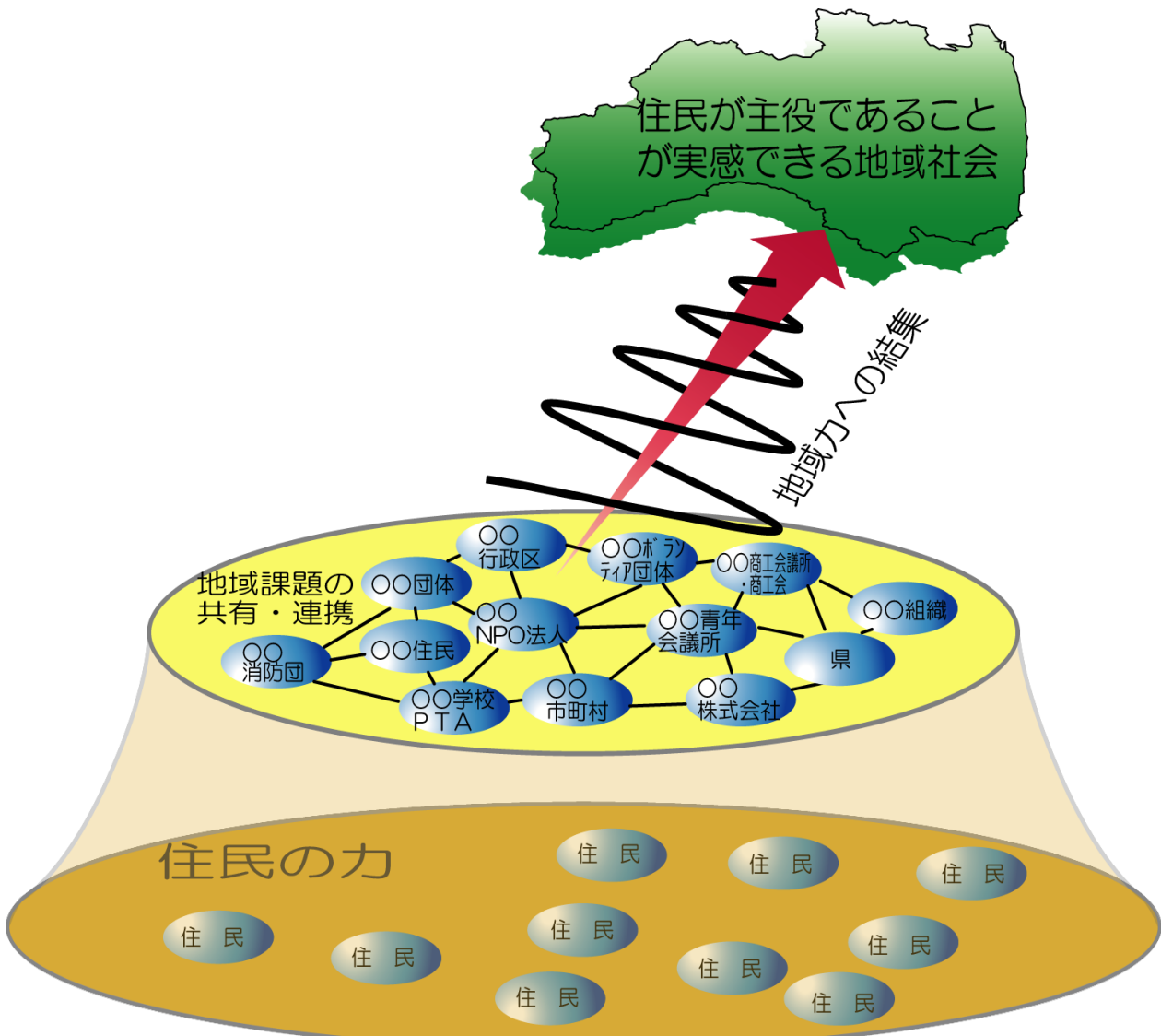
本県は、本年を「住民自治元年」と位置付け、住民自治の原点に立ち返り、真の地方分権の実現に向けた道しるべとなるこのプログラムにおいて、基本的な考え方を取りまとめるとともに、その具体化をシステムとして整備し、実践する。

第2 住民が主役であることが実感できる地域社会

わたしたちが目指す地域社会は、住民個人、行政区、町内会、NPO、NGO、ボランティア団体、各種地域団体、企業などのあらゆる主体の「地域を変えようとする力」や「地域を発展させようとする力」などを「地域の力=地域力」として結集させ、それぞれの地域課題を解決していく社会であり、それらが複層的に調和していくことが、住民が主役であることが実感できる地域社会の実現につながっていく。

地域力を磨く！ = 住民一人ひとりの力の結集

住民一人ひとりを原点として、あらゆる主体が、
地域における自分の役割、他の主体の役割を理解し、
個人と個人、個人と集合体（団体）、集合体（団体）と集合体（団体）がお互いの結び付き（ネットワーク）を理解し、
共有した地域課題に対して、どのように対応すべきか話し合い実践する。



この図は、あらゆる主体が、それぞれの立場を超えて連携する姿を示している

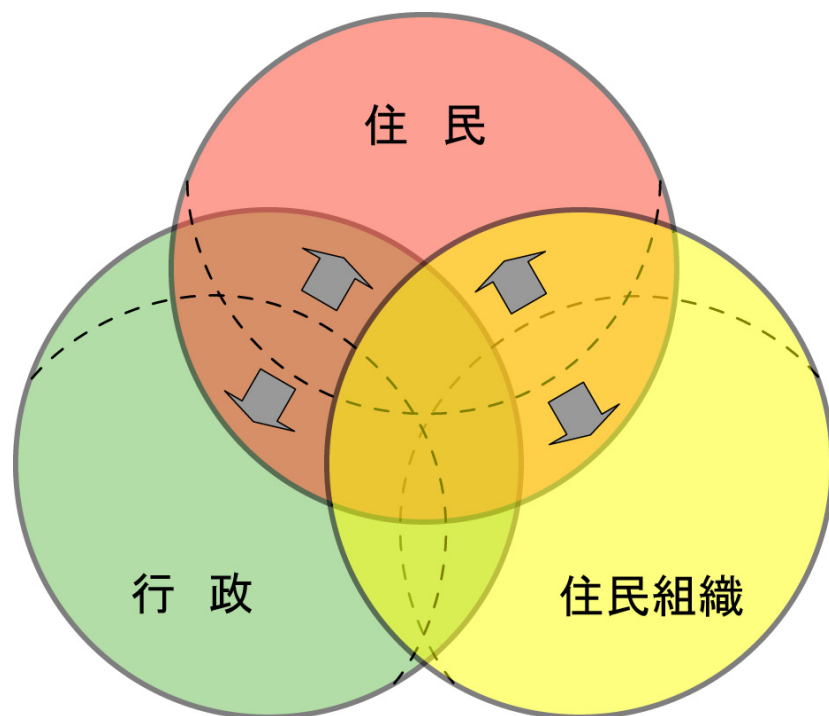
第3 実現に向けた基本的な考え方

「住民が主役であることが実感できる」地域社会を実現するためには、まず第一に、あらゆる主体が、地域の課題を自らのものとしてとらえて、「地域が自分のために何をしてくれるか」という受け身ではなく、「自分が地域のために何ができるのか」という積極的な立場になっていくことが求められる。

このためには、行政が行う事務・事業の企画段階も含めた参画機会を従来にも増して拡大していくことが必要である。

また、行政区や町内会、PTAといった従来の住民組織への参加だけでなく、NPOやボランティア団体などの明確なテーマを持つ住民組織への参加など、より密度濃く住民の力を発揮できる場は増えており、そのような住民による地域活動を支え活かしていくことこそが行政の重要な役割である。

さらに行政は、こうした住民組織、行政、企業等が、地域の課題を議論して共有し、お互いの役割を認識しながら相互に連携・協働し、それぞれの力を地域の力(地域力)に結集していけるよう、「住民自治を実現するための団体自治」を展開していかなければならない。



この考え方を具体化するため、「住民を基本とする明確な役割分担」と、その役割に基づいた「あらゆる主体の連携」、いわば「分担と連携の調和」を基本に、県は権限移譲や規制緩和を進めることはもとより、県の役割と機能を進化させ、住民自治を確立する取組みを具体的に実践していく。

「住民が主役であることが実感できる」地域社会の実現

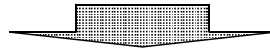
住民一人ひとりを出発点

住民自治の確立

住民は、「地域が自分のために何をしてくれるか」から
「自分が地域のために何が出来るか」という立場へ

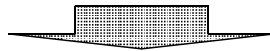
住民自治を実現するための団体自治

行政は、住民による自治を支え、活かしていく立場へ



地域社会における分担と連携の調和

住民を基本とした明確な役割分担（ 第4の1 ）
県の新たな5つの機能（ 第4の2 ）



具体的な実践方策（ 第5 ）

第4 地域社会における分担と連携の調和

1 住民を基本とした役割分担

住民が主役であることが実感できる「真の地方自治」を実現するためには、従来の国の役割を国が本来担うべき役割に限定し、住民に最も身近な市町村の権限を拡充する「行政から行政への分権」を進めることはもとより、住民が地域づくりに必要とする行政の役割を住民へと広げていかなければならない。

このことを踏まえ、役割分担に関する基本的な考え方を整理し、一つの例示として提案する。

《基本的な考え方の概略》

住民...地域の主役として地域課題の解決策の提案や具体的な地域づくり活動などの役割を担う。

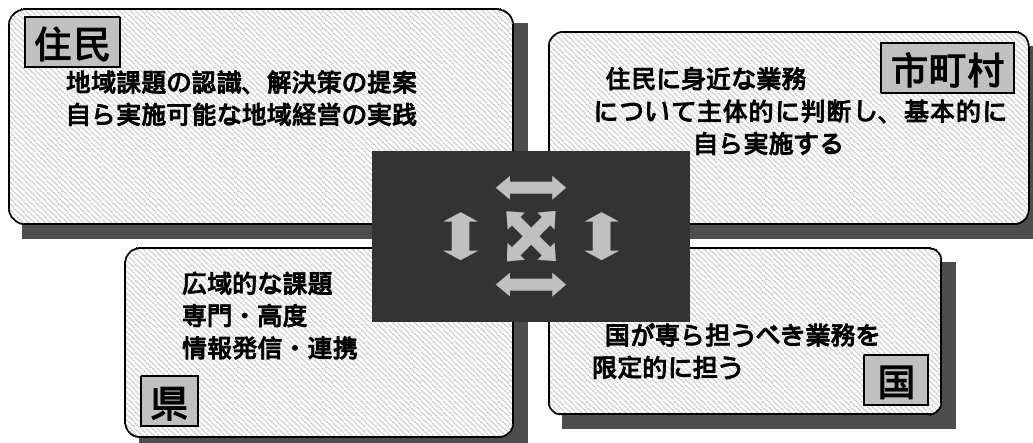
(概念的には、個々の住民であっても住民組織であっても、等しく役割を担うことは可能であるが、一般的には、住民組織の方が活動力の面でより大きな役割を担うことが可能であり、住民自治を定着させる上では、より高い効果が期待できることから、住民組織を活動単位として位置づけるべきと考えられる。)

市町村...住民に最も身近な行政主体として、住民の意思に基づく地域課題解決のサポートや具体的な実施など、地域に関する業務を幅広く担う。

県...住民や市町村の活動を支える役割を担うとともに、広域的な役割、専門・高度の役割などを担う。

国...国際関係など国の存立に関する業務や、全国的に統一して定めるべき国民の諸活動に関する業務、全国的な規模・全国的な視野に立って行わなければならない業務に限定した役割を担う。

《役割分担と連携のイメージ》

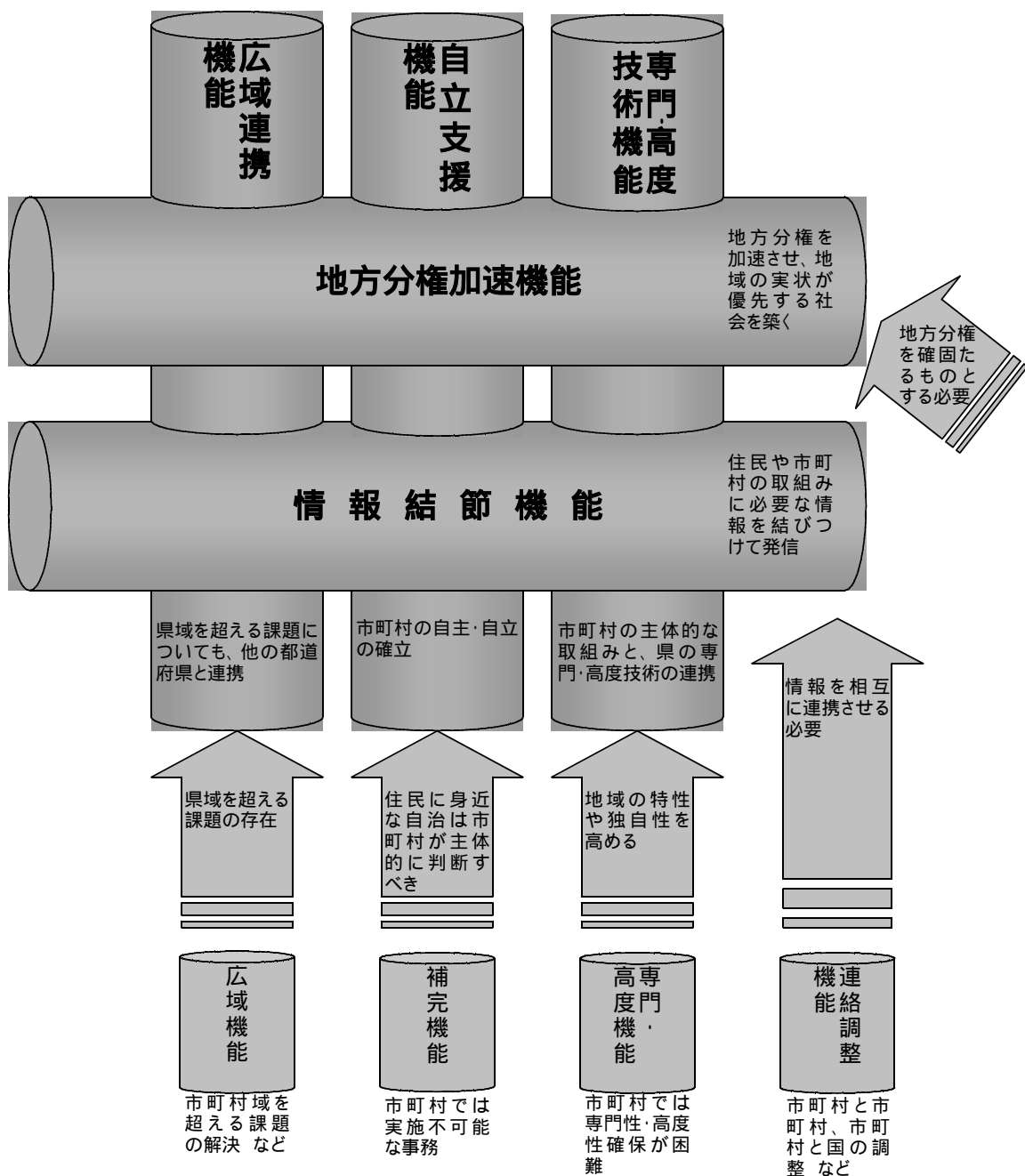


基本的な考え方及び個別具体的な役割分担の例示については資料編参照

2 県の新たな5つの機能

住民が主役であることが実感できる「真の地方自治」を具現化するためには、県はあらゆる主体と情報を共有しながら連携するとともに、依然として多くの課題を抱える地方分権を強力に推進していく機能を発揮することが求められる。

そのためには、地域（住民）や市町村とのネットワークを確立しながら、これまでの機能を、「広域連携機能」、「自立支援機能」、「専門・高度技術機能」として進化させるとともに、これらの機能を結びつける「情報結節機能」、「地方分権加速機能」を加えた、新たな5つの機能を果たす必要がある。



【タテ軸の機能：従来の県の機能の進化】

広域連携機能
市町村又は市町村間の広域的な連携では解決が困難なものや、複数の都道府県が連携して解決することが望ましい分野を担う。 【具体例】 <ul style="list-style-type: none">・ 広域連携総合推進戦略・ 近隣都道府県と相互連携した災害対応・ 環境問題に対応する近隣都道府県と相互連携した規制の設定・ 県土の一体的な整備 など
自立支援機能
住民に身近な市町村の自立を確立する取組みに対する支援機能を担う。 従来の「補完機能」の進化（地域の多様性を踏まえた支援） 【具体例】 <ul style="list-style-type: none">・ 近隣市町村との業務の共同処理の仲介・ 市町村と県の業務の共同処理の実施・ 市町村の実状に応じ、県が市町村の業務を受託・ 現場主義の観点による市町村との連携・ 政策形成に関する共同研修 など
専門・高度技術機能
市町村で解決することが効率的ではない専門分野や高度な技術を要する分野を担う。 【具体例】 <ul style="list-style-type: none">・ 地域の特色ある課題に対しての専門技術の提供・ 地域産業の高度化のための支援・ 地域の実状に即した課題解決のための政策法務の推進 など

【ヨコ軸の機能：真の地方自治を確立する新たな機能】

情報結節機能
地域課題の共有など、あらゆる情報の結節点としての役割に関すること。 【具体例】 <ul style="list-style-type: none">・ 地域情報の結節点として情報収集及び発信 など
地方分権加速機能
地域の実状を踏まえた、地方分権を加速させるための制度提案等に関すること。 地方分権を確立するため、市町村や他の都道府県との連携した取組みを推進。これまでの国 県 市町村 住民という中央集権的なベクトルから、住民を基本としたものに変革。 なお、この機能は、地方分権が確固たるものとなるまでの機能である。 【具体例】 <ul style="list-style-type: none">・ 権限移譲の推進、過剰関与・補助金等による事務の義務付けの撤廃・ 他の都道府県や市町村と連携した制度提案 など

第5 具体的な実践方策

1 基本的な考え方

住民が主役であることが実感できる「真の地方自治」を実現する素地や風土を作るため、まずは県として「5つの実現目標」を掲げ、それを達成するために14の実践項目を掲げて取り組むとともに、住民個人、行政区、町内会、NPO、NGO、ボランティア団体、各種地域団体、企業などのあらゆる主体にプログラムへの参加を呼びかけ、県民運動的な展開を目指す。

2 5つの実現目標

『分権意識への改革』

住民一人ひとりを出発点とした住民自治の確立と、それを実現するための団体自治という地方自治の原点に立ち返った分権意識に転換する。

『地域情報の円滑な交流』

地域社会における分担と連携の調和を実現するため、あらゆる主体の知恵や知識の情報が切れ目なく相互に交流する仕組みを確立する。

『住民の物差し（成果）を重視した行政運営』

県の新たな5つの機能の発揮による具体的な成果が、地域住民へ還元され、満足が得られるよう、県の行政運営が、住民の物差しで評価される枠組みに転換する。

『役割分担の具体的な明確化』

地域社会における分担と連携の調和による地域課題の解決に向け、あらゆる主体の役割の明確化を図る。

『地域の実状に沿った自治システムへの変革』

あらゆる主体の地域づくりや地域課題解決に向けた取組みに合わせた自治システムを積極的に提案・導入する。

3 実践的プログラムの計画期間等

5年間（平成18年4月～平成23年3月）とする。

なお、平成17年度から取組みが可能なものについては、順次着手する。

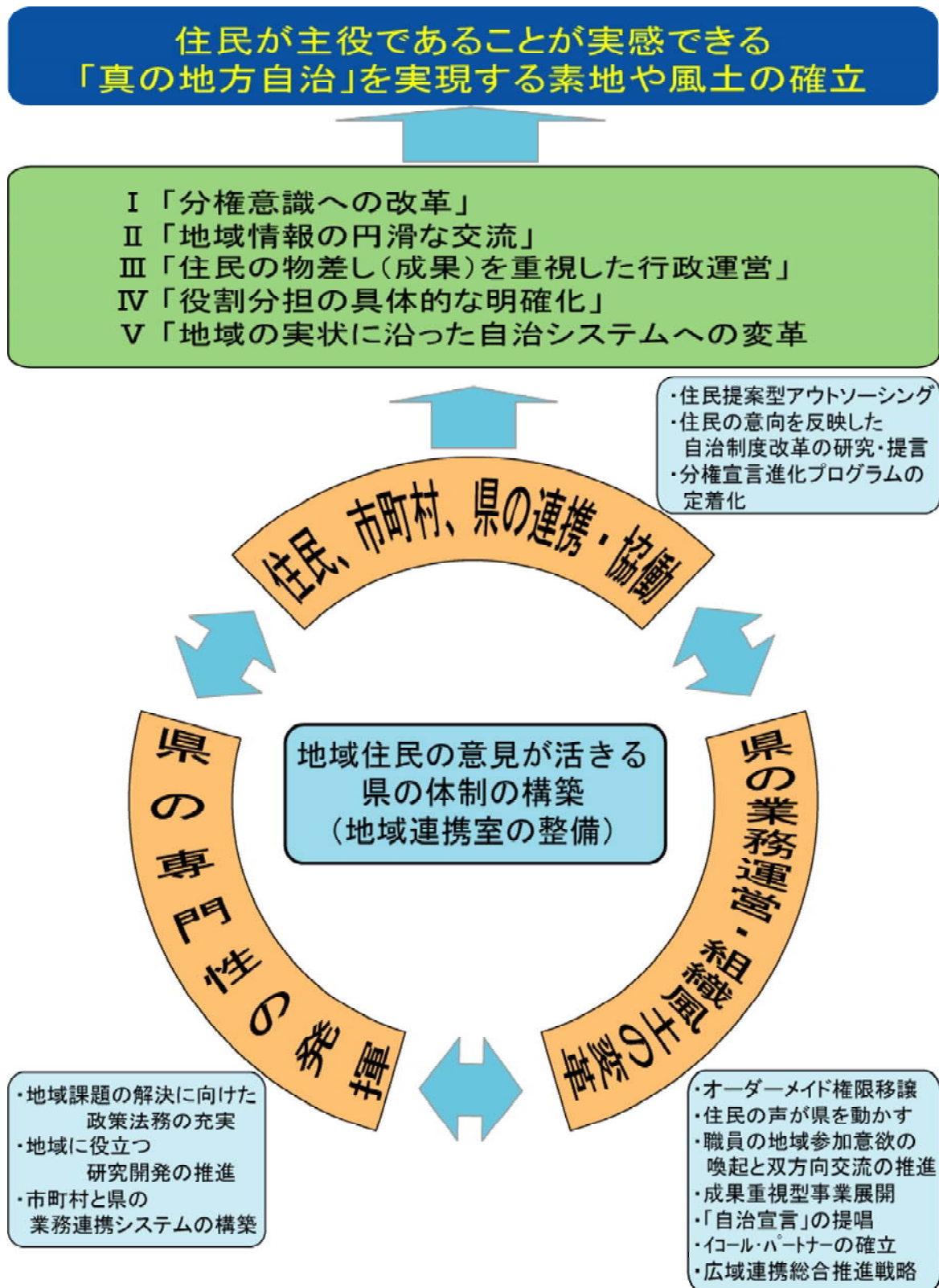
実践方策の制度設計、実施、定着化を図る上では、一定の時間が必要であるとともに、行財政運営の枠組み（パラダイム）の転換を目指す新たな行財政改革大綱と連動させることが効果的・効率的であるため。

取組内容は固定化することなく、必要に応じて拡充していく。

4 実践項目の体系（出先機関・本庁機関連携システムを核とした実践）

（1）実践項目の連携イメージ

プログラム全体として、14の実践項目を掲げて取り組んでいく。特に、地域課題に対する住民や市町村の取組みを形からも意識の面からも支援できるよう「出先機関・本庁機関連携システムの構築」を中心の取組みに位置づけ、他の取組みを連携させていく。



(2) 具体的な実践項目

(太字は重点項目)

中心に位置づける取組み	
地域住民の意見が活きる県の体制の構築	(13 ~ 14P)
住民、市町村、県の連携・協働による課題解決の実践	
住民提案型アウトソーシング	(15 ~ 16P)
住民の意向を反映した自治制度改革の研究・提言	(21P)
分権宣言進化プログラムの定着化	(22P)
県の専門性を活かした地域づくり活動の支援	
地域課題解決に向けた政策法務の充実	(17 ~ 18P)
地域に役立つ研究開発の推進	(23P)
市町村と県の業務連携システムの構築	(24 ~ 25P)
県の業務運営・組織風土の変革等、プログラムの礎となる取組み	
オーダーメイド権限移譲	(19 ~ 20P)
住民の声が県を動かす仕組みづくり	(26P)
職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進	(27P)
成果重視型事業展開	(28P)
「自治宣言」の提唱	(29P)
市町村、県、国の「イコール・パートナー」の確立	(30P)
広域連携総合推進戦略	(31P)



【進行管理】

毎年度、進行管理を実施する。

実施過程においては、様々な意見・提案を反映させる。

- ・福島県自治体代表者会議（地方六団体）
- ・福島県行財政改革推進委員会（学識経験者等で構成する機関）
- ・ホームページ等を活用した意見照会
- ・市町村への意見等照会

《重点項目》

地域住民の意見が活きる県の体制の構築

1 取組みの概要

出先機関連携による「地域連携室」の設置

住民や市町村が地域づくりを行う上で生じる、複雑・解決困難な諸課題について、より住民や市町村に身近な出先機関が、迅速かつ柔軟に対応する体制を構築する。

1 地域（市町村）担当の設置

市町村等からの提案や要望を受ける窓口機能を強化しながら、出先機関全体が連携する仕組みを構築する。

地域（市町村）担当の業務の範囲

県が横断的に対応しなければならない課題で、市町村の自主的取組みだけでは解決困難な課題
部局（出先機関）横断的課題
国や県の関与等、法律や規制により解決困難な課題
専門的分野や高度な技術を要する課題
、と関連した政策法務支援

2 地域連携室の設置（＝出先機関連携組織）

機能：部局（出先機関）横断的に対応する課題に取り組む複合的組織

構成：地方振興局を中心に各出先機関連携

機能：地域課題解決のための、事業等調整、事業実施等への意見具申・提案

3 地域連携支援プロジェクトチーム（仮称）

市町村支援を含め、部局（出先機関）横断的に対応すべき課題について、本庁においてもその情報を共有し、連携しながらバックアップする仕組みを整備する。

調整窓口：市町村領域

構成：各部局企画担当、関係領域、政策法務担当

2 実践内容

（実践1）地域連携室の設置（出先機関の横断的組織）

時 期...平成18年度の県の組織への反映

実施主体...地方振興局、各出先機関

効 果...複雑・解決困難な地域課題への出先機関横断的な機能の発揮

3 地域連携室を活用した展開

（1）住民、市町村、地域連携室の連携・協働による地域課題解決の実践

地域連携室に提起された地域課題について、住民、市町村、地域連携室の連携・協働によって解決策等を練り上げ実践する取組みを進める。

また、この取組みを通じ、企画段階から住民や市町村が参画することによって得られる効果を検証して、今後の県政運営手法に活かしていく。

(2) 地域課題解決ネットワーク

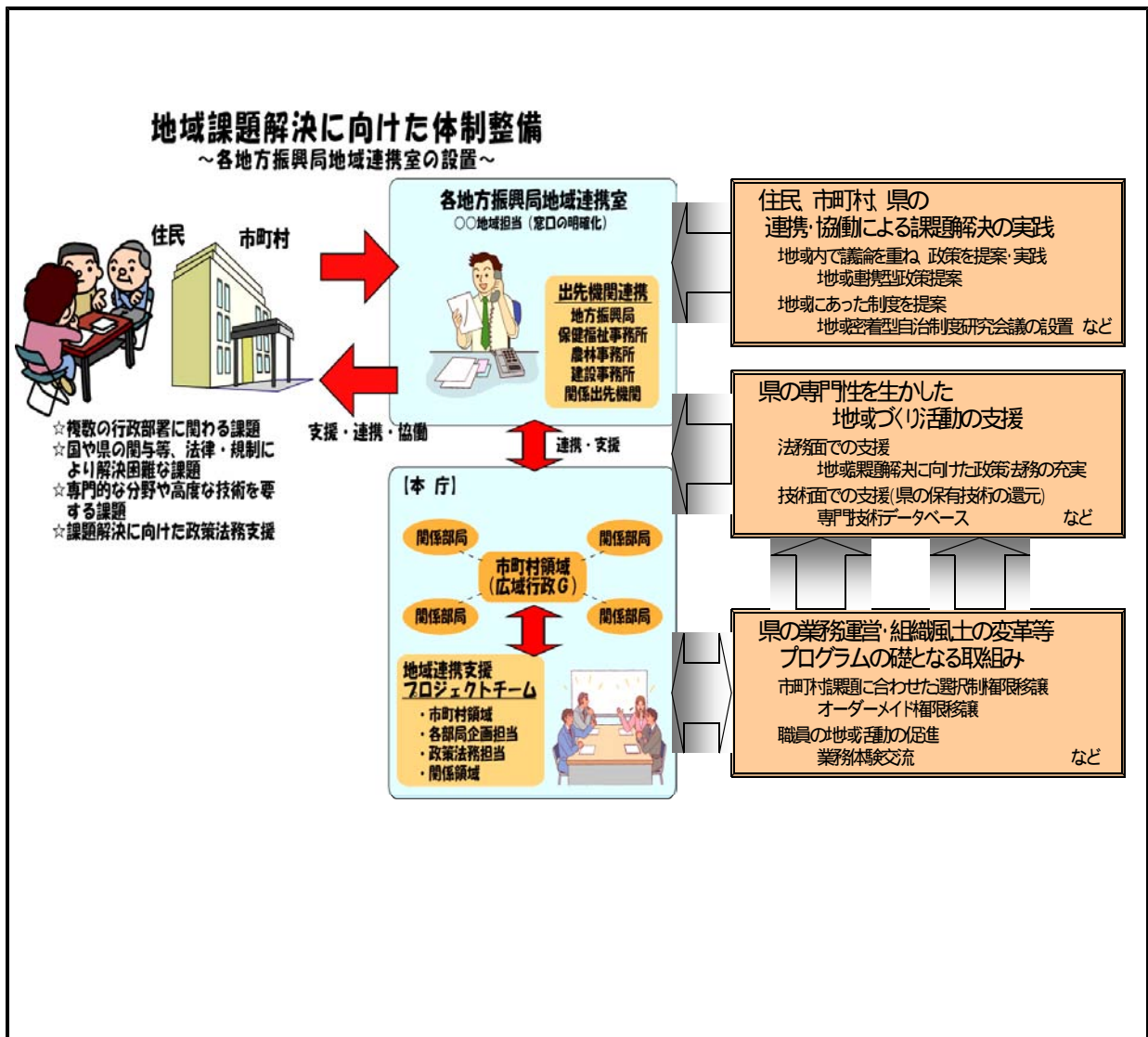
地域連携室の情報結節機能の展開として、地域連携室が収集した住民による課題解決情報や、市町村の独自の取組み、専門的な知識や技能を有する人材の情報などを全県的にデータベース化し、具体的案件ごとに結びつけて解決する取組みを進める。

(3) 県の計画策定等への応用

「総合的な水管理計画・地域計画」や「新しいまちづくりのビジョン(仮称)」など、各部局が今後新たな計画等を住民と連携・協働して策定していく際に、地域連携室の連携・協力を求め、よりの確に地域の実状を反映させる。

取組工程表						
主な取組内容	(H17)	H18	H19	H20	H21	H22
地域連携室の設置	---	→	→	→	→	→
県の機能	全ての機能の発揮					

【取組みイメージ】



(中心に位置づける取組み)

住民提案型アウトソーシング

1 取組みの概要

「民間にできることは民間に」の基本的考え方に基づき、様々な形で住民が参画する県政を推進する観点から、これまでの県の判断のみでアウトソーシングを進める手法に加え、以下のような住民提案をもとに、公募等によりアウトソーシングを進める。

地域の実状に応じた住民の主体性の発揮が期待できる提案

業務の質を高める提案

コスト削減につながる提案

業務の効率化につながる提案

その他、提案された手法や仕組みから、高い効果が期待できるもの

2 実践内容

(実践1) 住民提案型アウトソーシングの実施

時 期...平成18年度から

実施主体...人事領域、各部局

効 果... 住民の発想に基づく業務運営手法の確立

住民の県(地域)づくりへの参画意識の醸成

取組工程表

主な取組内容	(H17)	H18	H19	H20	H21	H22
住民提案型アウトソーシング	--->	—————>				

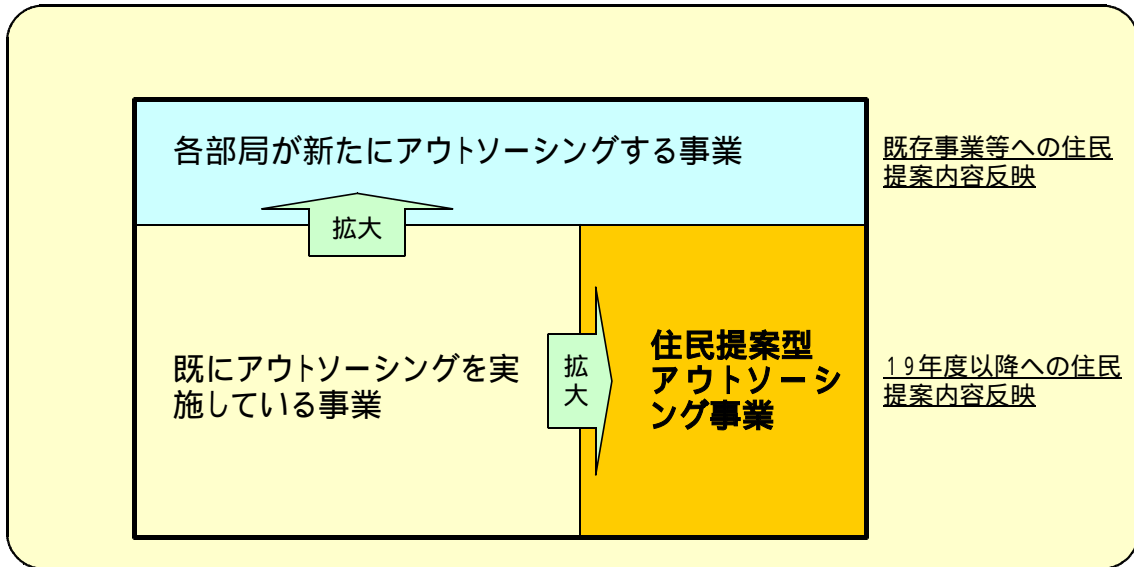
県の機能 | 自立支援機能

(住民、市町村、県の連携・協働による課題解決の実践)

【取組みイメージ】

住民の発想に基づく業務運営手法の確立
住民の県(地域)づくりへの参画意識の醸成

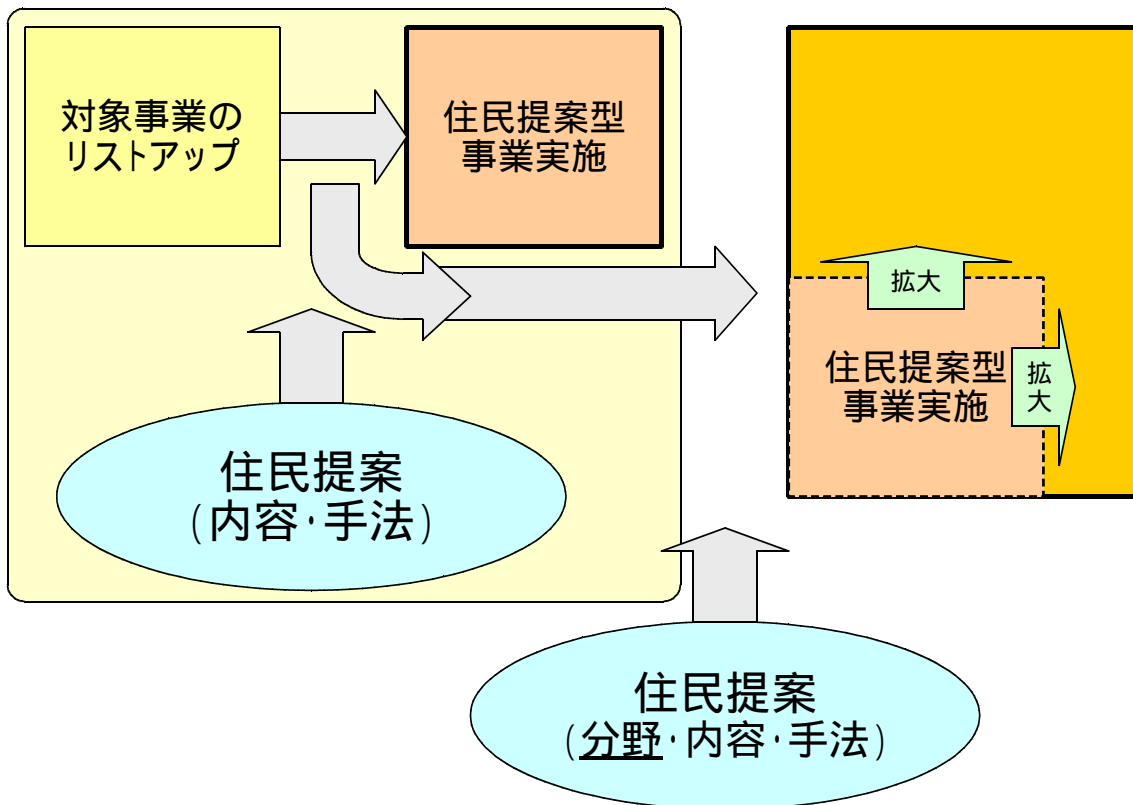
【対象とする事業のイメージ】



【展開イメージ】

《平成18年度:助走期間》

《平成19年度:本格実施》



(住民、市町村、県の連携・協働による課題解決の実践)

地域課題解決に向けた政策法務の充実

1 取組みの概要

地域の実状に即した課題解決・政策実現のために、政策法務の積極的な取組みを図る。

特に、市町村における課題解決に向け、地域連携室を通じた支援を行うとともに、県職員の法務能力等の資質向上や、課題解決のための意見交流の場を設ける。

《具体的な内容》

政策実現のための政策法務

- (1) 独自の政策実現の手段としての条例化等の制度設計
- (2) 法的限界を見極めた上での制度設計（法改正提言、特区提案）法的枠組み
- (3) 県の行為の法的意味付け（条例・規則制定の法的根拠）
- (4) 法令審査、行政争訟支援

市町村に対する支援

- (1) 市町村単独で解決できない課題で、部局横断的な対応が必要な課題について、「地域連携室」を通し支援
- (2) 課題解決に向けた法的支援
 - ・ 県職員の資質向上を通じた支援（職員研修等）
 - ・ 市町村との政策法務に関する意見・情報交換

2 実践内容

（実践1）地域課題解決に向けた政策法務体制整備

時 期...平成18年度

実施主体...市町村領域、各部局、文書管財領域

効 果...地域課題解決に法務面から妥当性を担保する

備 考... 市町村における法務事務の効率化及び適正性の支援を行う観点から、参考となる情報や県の考え方について共有する
 国等からの文書について、県としての考え方を明確にした上で通知等を行うなどのルールづくりを進める

取組工程表

主な取組内容	(H17)	H18	H19	H20	H21	H22
地域課題解決に向けた政策法務体制整備	--->					→

県の機能 専門・高度技術機能、地方分権加速機能

(県の専門性を生かした地域づくり活動の支援)

【取組みイメージ】

地域課題解決に向けた体制整備
～各地方振興局地域連携室の設置～



住民 市町村



- ☆複数の行政部署に関わる課題
- ☆国や県の関与等、法律・規制により解決困難な課題
- ☆専門的な分野や高度な技術を要する課題
- ☆課題解決に向けた政策法務支援

支援・連携・協働

各地方振興局地域連携室
○●地域担当（窓口の明確化）



- 出先機関連携
- 地方振興局
 - 保健福祉事務所
 - 農林事務所
 - 建設事務所
 - 関係出先機関

連携・支援

【本庁】

関係部局

関係部局

市町村領域
(広域行政G)

関係部局

関係部局

- 地域連携支援プロジェクトチーム
- ・市町村領域
 - ・各部局企画担当
 - ・政策法務担当
 - ・関係領域



市町村領域

照会・協議

各部局・領域

地域連携支援プロジェクトチーム

政策法務担当(文書法務G)

市町村支援

- ・課題解決に向けた法的側面からの整理
- ・条例規則化等制度設計への助言

各部局支援

- ・条例規則化への判断基準等の作成
- ・条例規則化案件の把握と制度設計への早期参画
- ・制度設計、課題解決に向けた法的側面支援
- ・制定法に対する問題提起等に際しての法解釈支援

平成18年度組織改正で文書法規グループから変更

《分権改革プロジェクトチーム》

- 機能: 制定法等に対する提言・提案に向けた全庁的調整
構成部門: 地方分権、政策法務、政策調査、企画調整、各業務担当

提言・提案

国等関係機関

(県の専門性を生かした地域づくり活動の支援)

オーダーメイド権限移譲

1 取組みの概要

県側から移譲可能業務のリストを提供しながら、
 市町村が地域づくりを行う上で必要な権限を一括して移譲する
 市町村が移譲を求める権限を選択できるようにする など
 市町村の実状に応じた柔軟な権限移譲を行う。
 なお、移譲後一定期間は市町村に対するサポート体制の充実により、市町村の円滑な事務遂行を確保する。

2 実践内容

(実践1) 移譲可能権限の提示及び市町村の意見反映

時 期...平成17年度中
 実施主体...人事領域、各部局
 効 果...地域の実状を踏まえた地域課題解決の具現化

(実践2) 事務処理特例条例の一本化

時 期...平成18年度
 実施主体...人事領域、市町村領域
 効 果...一覧化による市町村と県の役割分担の明示

(実践3) サポート体制のあり方の検討

時 期...平成18年度
 実施主体...人事領域、市町村領域、財務領域
 効 果...市町村における権限移譲効果の確保
 備 考...うつくしま権限移譲交付金など必要な財源措置を講じることのみならず、短期的な人的支援等のサポート体制のあり方を検討する。

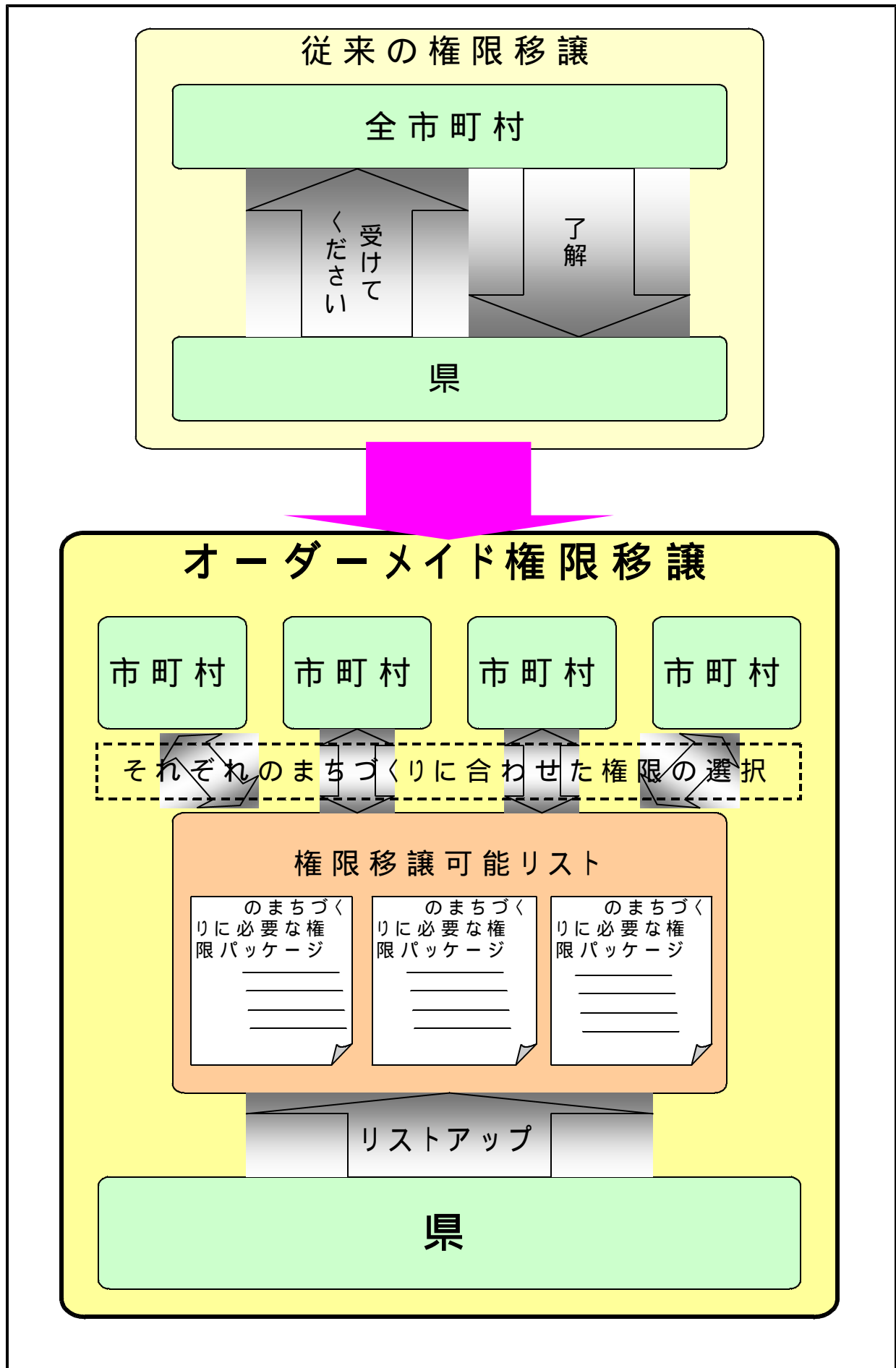
取組工程表

主な取組内容	(H17)	H18	H19	H20	H21	H22
移譲可能項目の提示等	→					
事務処理特例条例の整理		→				
サポート体制のあり方		→				
具体的な権限移譲の実施		-----→				→

県の機能 | 自立支援機能

(県の業務運営・組織風土の変革等、プログラムの礎となる取組み)

【取組みイメージ】



(県の業務運営・組織風土の変革等、プログラムの礎となる取組み)

《重点項目と連携する項目》

住民の意向を反映した自治制度改革の研究・提言

1 取組みの概要

より地域の実状を踏まえた運営が可能となるよう、市町村と県の連携による「地域密着型自治制度研究会議（仮称）」を設置して共同研究を行い、住民のニーズや意見を取り入れながら提言をとりまとめる。

なお、地域の実状及び住民や市町村の活動が、よりの確に反映されるよう、地方振興局地域連携室と密接な連携のもと進める。

2 実践内容

（実践１）地域密着型自治制度研究会議（仮称）の設置

時 期...平成18年度

実施主体...人事領域、市町村領域、各地方振興局

効 果...既存の枠組みにとられない新たな自治制度の提案・実践

3 展開例

（１）地方自治法や個別法で画一的に定められている、執行機関制度などの各種制度について、市町村の規模や住民活動の実状等を踏まえた制度改革等の提言を実施

（２）住民が地域活動を実践する上で障壁となる過剰な規制や関与等についての研究及び改正提言

（３）県版特区の検討 など

取組工程表

主な取組内容	(H17)	H18	H19	H20	H21	H22
会議の設置						→
制度提案						→
県の機能	自立支援機能、地方分権加速機能、専門・高度技術機能、情報結節機能					

（住民、市町村、県の連携・協働による課題解決の実践）

分権宣言進化プログラムの定着化

1 取組みの概要

(1) 住民、市町村、県連携による「分権を育てる講座」の実施

地方分権とは何か、どのような分権を目指していくべきか、住民はどのように自治に関わっていくかなど、プログラムの目指すものについて、座学ではなく議論を中心とした講座を住民や市町村と連携して開催し、地に根ざした地方分権の確立を目指す。

なお、この取組みに先行させて、職員を対象として実施し、職員の分権意識の醸成を図る。

NPOやボランティア団体、市町村などが開催するイベントや会議等、様々な機会をとらえて議論の場として活用させていただくなど、柔軟に検討。

(2) 分権広報活動

県内に広く分権意識が浸透されるよう、行政から発信するという単方向の広報ではなく、『双方向、かつ、発信自体も住民組織やボランティアが担う』など、機能的・能動的な分権広報活動を展開する。

2 実践内容

(実践1) 『分権を育てる講座』の実施

時 期...平成18年度から

実施主体...市町村領域、人事領域、各地方振興局、
県民環境総務領域

効 果...住民と市町村との連携による意識共有とより地域密着型の分権意識を醸成

(実践2) 分権広報活動の実施

時 期...平成18年度から

実施主体...人事領域、市町村領域、各地方振興局、知事直轄、
県民環境総務領域

効 果...住民が地方分権をより身近に実感できる

取組工程表

主な取組内容	(H17)	H18	H19	H20	H21	H22
情報収集・仕組み構築		→				
地方分権確立講座の実施		- - - - ->				→
職員を対象とした講座						→
分権広報活動の実施						→

県 の 機 能 | 自立支援機能、地方分権加速機能

(住民、市町村、県の連携・協働による課題解決の実践)

地域に役立つ研究開発の推進

1 取組みの概要

住民や市町村がより身近に研究成果を享受できるよう、地域住民や市町村の地域活動や生活の観点を加えた研究開発の推進と評価を行う。

住民や市町村に対して広く研究成果発表の機会を設けるとともに、住民や市町村の意向を踏まえた研究内容の検討など、研究を住民に身近なものとしていく。

2 実践内容

(実践1) 試験研究機関の研究成果の発信

時 期...平成18年度から

実施主体...各部局、各試験研究機関

効 果...試験研究の取り組みの住民への理解促進

(実践2) 住民の意向を踏まえた研究成果の評価

時 期...平成18年度から

実施主体...各部局、各試験研究機関

効 果...住民の意向を踏まえた試験研究の実現

(実践3) 住民や市町村と連携した取組みの拡充

時 期...平成18年度から

実施主体...各部局、各試験研究機関

効 果...住民に身近な試験研究の実現

取組工程表

主な取組内容	(H17)	H18	H19	H20	H21	H22
試験研究機関の研究成果の発信		----->	----->	----->	----->	----->
住民の意向を踏まえた研究成果の評価		----->	----->	----->	----->	----->
住民や市町村と連携した取組みの拡充		----->	----->	----->	----->	----->

県の機能 専門・高度技術機能

(県の専門性を生かした地域づくり活動の支援)

市町村と県の業務連携システムの構築

1 取組みの概要

(1) 専門的な業務支援システムの構築

専門・高度技術機能を発揮する観点から、県が保有する専門的な知識や技術についてのデータベースを構築するとともに、現場主義の観点から、市町村との協働による解決に向けた組織運営の弾力化を図るなど、適時・適切な市町村支援のしくみについて検討する。

(2) 市町村と県の業務の共同処理

市町村の円滑な業務体制を確保するため、広域連合などの制度活用も含め、市町村相互、或いは市町村と県の業務の共同処理のあり方について検討する。

(3) 地域づくり応援制度

現在取り組んでいる「ふるさと町村応援隊」の成果を検証した上で、その拡充や出先機関との業務連携を検討するなど、より柔軟で実効性の高い制度に発展させる。

2 実践内容

(実践1) 専門機能データベースの構築及び支援システムの構築

時 期...平成18年度構築・制度設計、順次運用

実施主体...人事領域、市町村領域、各部局

効 果...住民や市町村の地域づくりを県の専門性によって深める

備 考...データベースに登録するのは、市町村が地域づくりを進める際に必要と思われる専門的な知識や技術等である。

(実践2) 市町村と県の業務の共同処理システムの検討

時 期...平成18年度検討、平成19年度以降試行

実施主体...市町村領域

効 果...実状に沿った多様な自治の実現及び業務の効率化

(実践3) 地域づくり応援制度

時 期...平成18年度検証、平成19年度以降発展

実施主体...地域づくり領域、人事領域、各部局

効 果...県の専門性の発揮と、県職員の地域意識の醸成

取組工程表						
主な取組内容	(H17)	H18	H19	H20	H21	H22
専門機能データベース						
構築		→				
運用						→
市町村と県の共同処理						
仕組みの検討・構築		→				
導入・実施						→
地域づくり応援制度						
成果検証		→				
発展した取組みの実施						→
県の機能	全ての機能					

(県の専門性を生かした地域づくり活動の支援)

住民の声が県を動かす仕組みづくり

1 取組みの概要

次のような視点で、それぞれの職員に直接寄せられた住民の声や知恵を出発点に、住民の多様な価値観、物の見方、とらえ方などをネットワークで交差させるデータベース「住民の声の交差点（仮称）」を整備して、組織横断的に課題解決を図る仕組みを構築し、組織の総合力が発揮できる業務運営の風土を、意識面からもシステム面からも実現していく。

- 他の部署の情報も交差する視点
- ごく小さな問題意識でも交差する視点
- 職員の接遇などの視点
- （個人情報には配慮）

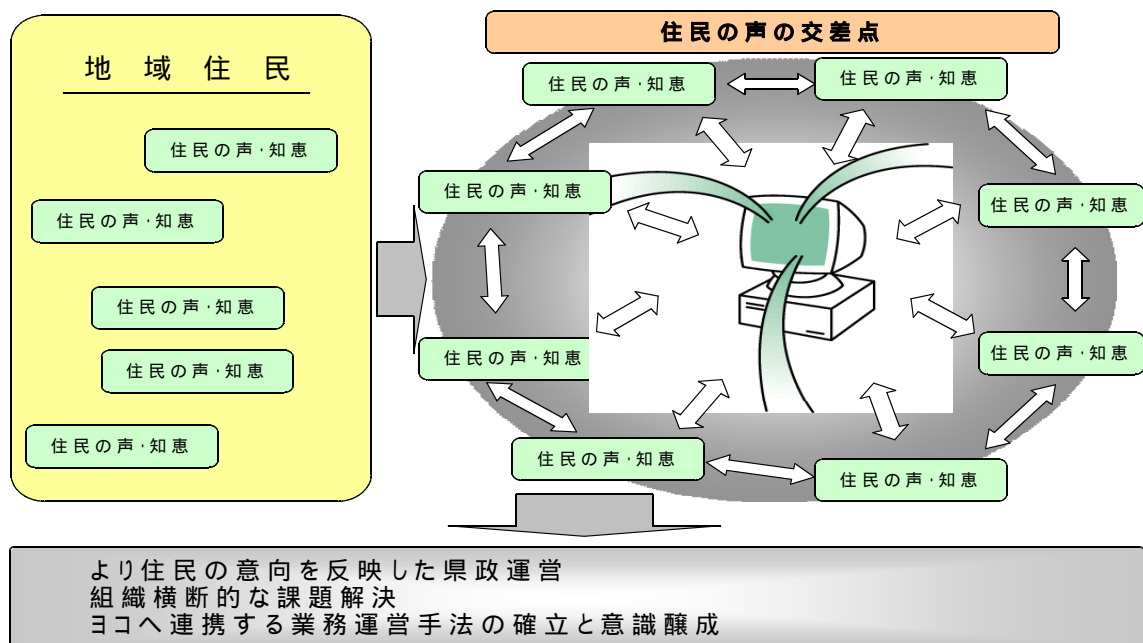
2 実践内容

（実践1）データベース「住民の声の交差点（仮称）」の構築

時 期...平成18年度構築、順次運用

実施主体...人事領域、各部署

効 果...多様性に対応できるヨコに連携した組織総合力の発揮



取組工程表

主な取組内容	(H17)	H18	H19	H20	H21	H22
住民の声の交差点の構築		→				
情報の交流		→	→	→	→	→
県の機能	地方分権加速機能、情報結節機能					

（県の業務運営・組織風土の変革等、プログラムの礎となる取組み）

職員の地域参加意欲の喚起と双方向交流の推進

1 取組みの概要

NPOやボランティア活動だけでなく、地域のお祭りなどの活動に職員が自発的に参加できるよう、様々な方策を検討し、「参加しない・参加できない県職員」から「参加する・参加できる県職員」への転換を図る。

併せて、住民組織と県がお互いの業務・活動を理解し、改善を図っていくために、業務体験を相互に実施するなど、双方向的な交流について検討を進める。

2 実践内容

(実践1) 職員の自主的な地域活動参加促進方策検討・導入

時 期...平成18年度検討、平成19年度以降導入

実施主体...人事領域、各部局

効 果...職員の地域意識の喚起(職員意識の改革)

(実践2) 住民組織等との業務体験交流の検討

時 期...平成18年度から検討

実施主体...人事領域、各部局

効 果...住民の発想からの業務運営の定着と相互理解

取組工程表

主な取組内容	(H17)	H18	H19	H20	H21	H22
職員の地域活動参加 仕組みの検討		→				
導入			→			
双方向業務体験交流制度 仕組みの検討		→	-----→			

県の機能 地方分権加速機能、情報結節機能

(県の業務運営・組織風土の変革等、プログラムの礎となる取組み)

成果重視型事業展開

1 取組みの概要

住民が主役となる地域づくりの観点を踏まえ、地域住民にとって事務・事業の成果がわかりやすい行政システムを確立するとともに、地域住民等からの意見の反映などによって事務・事業等を磨き上げ、より高い成果があげられるようにする。

その手法の一つとして、各事業において個別に対応している「住民の意向反映」の課題の洗い出しを行い、住民による事務・事業のモニタリングが可能となる仕組みを検討する。

2 実践内容

(実践1) 事務・事業の成果をわかりやすく発信

時 期...平成18年度

実施主体...各部局

効 果...より成果を重視した事務・事業運営の確立

(実践2) 事務・事業モニタリング

時 期...平成18年度検討、平成19年度以降導入

実施主体...各部局、人事領域、企画調整総務領域

効 果...住民の発想からの事務・事業の展開

備 考...成果の考え方についても住民の意向反映を検討

取組工程表

主な取組内容	(H17)	H18	H19	H20	H21	H22
事務事業の成果のわかりやすい発信						→
事務・事業モニタリング制度						
検討			→			
導入			-----			→

県の機能 | 情報結節機能、自立支援機能、地方分権加速機能

(県の業務運営・組織風土の変革等、プログラムの礎となる取組み)

「自治宣言」の提唱

1 取組みの概要

住民が主役であること、市町村が優先すること、住民、市町村、県が協議、連携していくことなどの基本的な事項について、住民・市町村・県が協働して「自治宣言」として策定することを検討する。

2 実践内容

(実践1) 自治宣言策定に関する調査・検討

時 期...平成18年度

実施主体...人事領域、市町村領域、各部局等

効 果...地方分権意識の定着化

備 考...策定の検討に当たっては、自治体代表者会議（地方六団体）において十分に議論し、さらに、住民が参画する全県的な議論を行うことが必要である。

取組工程表

主な取組内容	(H17)	H18	H19	H20	H21	H22
自治宣言の調査・検討		→	(策定する場合詳細計画を策定)			
県の機能	全ての機能					

（県の業務運営・組織風土の変革等、プログラムの礎となる取組み）

市町村、県、国の「イコール・パートナー」の確立

1 取組みの概要

市町村と県、県と国の関係において、過剰な関与や必要以上の権限保持・規制等をなくしつつ、イコール・パートナーの考えに基づいたフラットな連携関係の確立を目指し、問題事例を収集するとともに、その対応策を部局横断的に検討し、具体的な改善に結びつける。

2 実践内容

(実践1) 事例収集

時 期...平成18年度から
 実施主体...人事領域、市町村領域、各部局
 効 果...地方分権の具現化

(実践2) 改善の実践

時 期...平成18年度から
 実施主体...人事領域、市町村領域、各部局
 効 果...『イコール・パートナー』関係の確立、県としての分権思想を確立(職員の意識改革)

取組工程表

主な取組内容	(H17)	H18	H19	H20	H21	H22
事例収集						→
改善の実践						→
県の機能	地方分権加速機能、広域連携機能					

(県の業務運営・組織風土の変革等、プログラムの礎となる取組み)

広域連携総合推進戦略

1 取組みの概要

地方分権を進める観点、制度改革を進める観点から、広域的に解決すべき課題を整理し、他の都道府県との総合的な連携・調整を部局横断的に行う具体的な戦略を策定し、推進していく。

2 実践内容

(実践1) 戦略の策定・推進

時 期...平成18年度から

実施主体...人事領域、企画調整総務領域、地域づくり領域、各部局

効 果...広域的な連携の総合的推進

《道州制について》

現在、国を中心に道州制の議論が進められているが、地方制度調査会の区割り案を見ても、その多くは道州制ありきの議論であり、経済性・効率性に偏った枠組み論だけが先行している。

これまでの国の取組みを見ると、道州制はもとより、市町村合併においても、ガイドラインの提示など画一的、一律的な手法で行われてきている。

こうした画一的な手法は、多様性をキーワードに、住民の意見を反映した、住民が主役の真の地方分権改革の対極をなすものであり、歴史的・文化的条件が異なり多様な考えを持つ自治体を中央の一律的な考え方でコントロールしようとするものである。

真の地方分権改革を実現するため、広域自治体のあり方を検討するならば、画一的な枠組み先行の議論ではなく、地域住民の意見や自治体間の議論を踏まえながら、国と地方の役割分担や既存制度との比較などの具体的な検討を行い、地方分権の定着化、進化に必要な議論を展開すべきである。

また、防災、観光、産廃などの広域的な行政課題は、各課題やテーマごとに必要に応じ広域的連携、ネットワークの形成を図るなど、多様な切り口から重層的かつ機動的に対応すれば足りるものである。

一律に枠はめを行うことによって、地域特性に応じた臨機な対応を阻害するおそれがある。

このような取組みを積み重ね、その上で地域自らが必要と判断すれば、広域連合や自主的合併等の既存制度の活用や新たな枠組みを検討し、広域的行政課題等への対応を図るべきである。

取組工程表

主な取組内容	(H17)	H18	H19	H20	H21	H22
戦略の策定		→				
戦略の推進		-----				→
県の機能	広域連携機能					

(県の業務運営・組織風土の変革等、プログラムの礎となる取組み)

資 料 編

(資料)

《役割分担の基本的考え方》

<p>住民（住民個人、行政区、町内会、NPO、NGO、ボランティア団体、各種地域団体、企業等のあらゆる主体）の役割</p> <p>地域の主役として地域課題の解決策の提案や具体的な地域づくり活動などの役割を担う。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地域課題を認識し、解決策を考え、提案する・ 自ら実施可能な地域経営の実践 など
<p>市町村の役割</p> <p>住民に最も身近な行政主体として、住民の意思に基づく地域課題解決のサポートや具体的な実施など、地域に関する業務を幅広く担う。</p> <p>複数の市町村にまたがる広域的な業務についても、広域連合や一部事務組合などの制度の活用により、できる限り市町村段階で完結できるようにすべき。</p> <p>そのために必要な組織や運営については、住民を起点に柔軟に構築できるよう、柔軟な制度構築が必要である（「5実践方策」の「及び」に関連）。</p> <p>A 住民生活に密着した分野に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none">a 住民個々人に対する福祉に関する業務 高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援、健康づくり、感染症予防、衛生管理、食品衛生、地域医療の確保 等b 住民個々人又はそのグループ等の文化振興に関する業務 地域文化活動や生涯学習活動の支援 等c 住民に密着した教育に関する業務 公立幼稚園、私立幼稚園、小中学校の設置・運営 等d 地域の防災対策に関する業務 など 地域が限定される治山・治水、消防・防災、災害対応 等 <p>B 地域の特性を活かせる分野に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none">a 地域づくり等地域の特性を活かせる分野 地域コミュニティの振興、農村環境整備 等b 個々の産業に関する育成指導の業務 地域産業振興、農山漁村振興、集落規模の農業生産基盤整備等c 地域特性を活かした地域政策に関する業務 など 生活道路整備、公園整備、上下水道整備、都市計画、土地利用調整、地域交通の確保 等 <p>C 市町村有（立）施設等の管理</p> <p>D 市町村の内部業務（財政、出納、人事、地方税、行政評価、政策評価等）</p>

県の役割

住民や市町村の活動を支える役割を担うとともに、広域的な役割、専門・高度の役割などを担う。

特に地方支分部局の役割について、県で実施可能なものについては、県が責任を持って実施できるようにすべきであり、国は権限移譲を行うべきである。

さらに、県は、市町村と国の間に立って、国に対して地方分権の推進を求める役割を担うべきである。

具体的には「県の新たな5つの機能」(P8~9)を参照

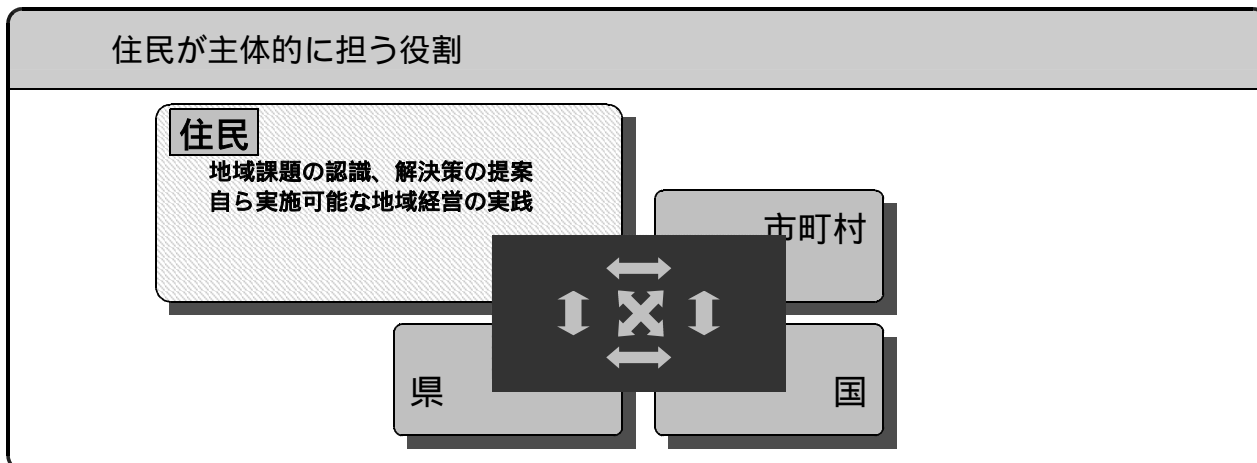
国の役割

国際関係などの国の存立に関わる業務や、全国的に統一して定めるべき国民の諸活動に関する業務、全国的な規模・全国的な視点に立って行わなければならない業務に限定した役割を担うべきであり、地域に関する業務は極力県又は市町村に移譲すべきである。

- A 国家存立に直接関わる権能（外交、防衛、通貨 等）
- B 全国的に統一されるべき基本ルールの制定と管理
- C 国家規模でネットワーク形成や事業構築等を図る必要がある業務
- D 国家として支援すべき高度な技術や希少な資源等に関する業務（地方公共団体が実施すべき性格でないもの）
- E 国有（立）施設等の管理
- F 国の内部業務（財政、出納、人事、国税、行政評価、政策評価等）

具体的な役割分担の整理

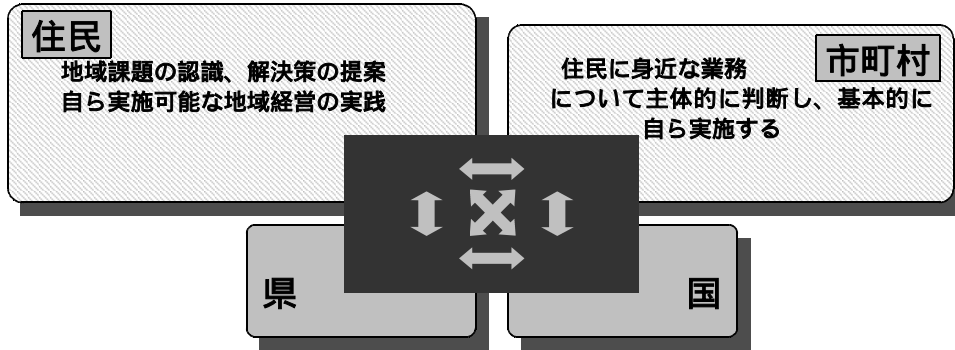
ここに示しているのは、具体的な役割分担のあり方の例示であり、今後住民や市町村の意見や実状を踏まえて具体的な検討を行い、段階的な実現を目指していく。



分野	具体的な業務例
災害・防災	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害復旧への地域的活動 個人レベルの防災対策 消防・救急施設運営への提案・協力
地方税	<ul style="list-style-type: none"> 地方税の理解、納税思想の普及
生活環境 安全	<ul style="list-style-type: none"> 個人レベルの消費生活問題対策 食の安全に関する普及啓発 ごみの減量化の活動 ユニバーサルデザインに関する提案 人権・男女問題の理解・推進活動 雇用対策への理解・推進活動 交通安全・地域安全の活動 地域交通確保のための取組み
上下水道	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道に関する理解・提案
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 住宅行政に関する理解・普及 建築基準行政に関する理解・普及
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療への協力・具体的取組み 個人・地域レベルの健康づくり活動 個人レベルの感染症に関する活動
保健福祉	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者医療に対する理解 介護に関する理解・活動 高齢者福祉施設運営の関係 障がい者福祉施設運営の関係 DV(ドメスティックバイオレンス)対策関係
こども・教育	<ul style="list-style-type: none"> 少子化対策の地域的活動 子育てに関する地域的活動 保育園、幼稚園運営への参画 青少年健全育成の地域的活動 小中学校運営に関する提案・活動 小中学校教育に関する提案・活動

分野	具体的な業務例
環境・景観 新エネ・鳥 獣保護	<ul style="list-style-type: none"> 個人・地域レベルの動物愛護 環境計画に関する活動 自然環境維持に関する活動 廃棄物対策への地域的活動 公害防止への地域的活動 町なみ景観保全に関する提案 鳥獣保護に関する地域的活動
産業振興 観光	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業に関する活動 農村活性化に関する活動 商工業振興に関する活動 中心市街地活性化対策の活動 地産地消の推進活動 地場産業・伝統産業の理解、協力 観光に関する地域的活動 企業誘致に関する理解・協力 地元企業活性化に関する活動
道路・河川 土地・公園	<ul style="list-style-type: none"> 高速交通網に関する提案 幹線道路に関する提案 生活道路に関する提案・活動 河川に関する提案、地域的活動 土地利用計画に関する提案、地域的活動 都市計画に関する提案 公園等に関する提案、地域的活動
歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> 公民館の運営の関係 図書館運営(建設)に関する提案 文化ホール運営(建設)に関する提案 体育館運営(建設)に関する提案 美術館等運営(建設)に関する提案 地域文化伝承活動 歴史・史跡に関する活動 文化意識向上に関する活動 生涯学習に関する活動 国際交流に関する活動

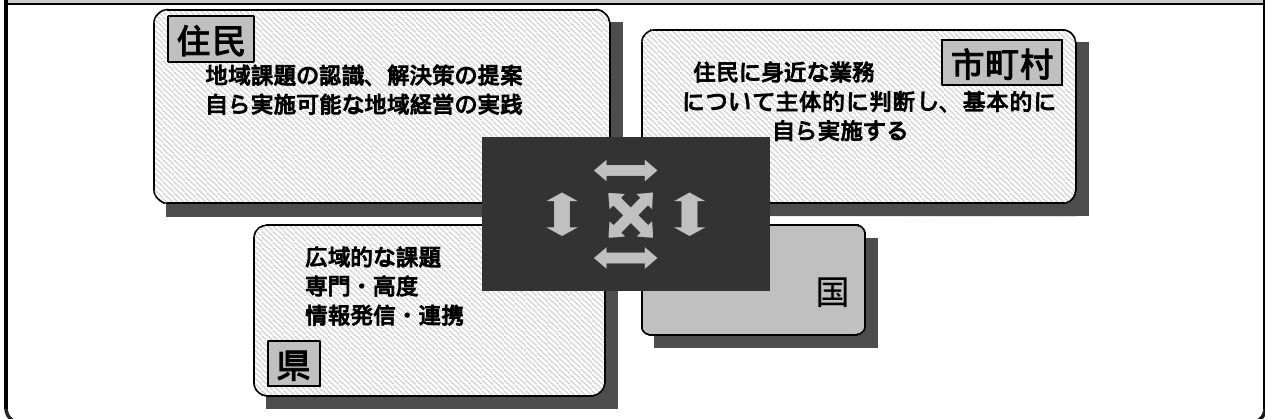
市町村が住民と連携・協力して主体的に担う役割



分野	具体的な業務例
災害・防災	・区域内の大規模災害復旧対応 ・防災対策 ・消防・救急
地方税	・市町村税の確保
生活環境安全	・消費生活問題対策 ・食品衛生・食の安全 ・ごみ収集、ごみの減量化 ・ユニバーサルサインの情報発信・実践 ・人権・男女問題 ・区域内の雇用対策 ・交通安全・地域安全 ・地域交通確保 ・地域情報化
上下水道	・上下水道施設建設、運営
建築物等	・住宅行政 ・建築基準行政
保健衛生	・地域医療確保 ・健康づくりの促進 ・区域内の感染症対策
保健福祉	・国民健康保険 ・高齢者医療 ・介護・介護保険 ・高齢者福祉施設 ・障がい者福祉施設 ・DV(ドメスティックバイオレンス)対策
こども・教育	・少子化対策 ・区域内の子育て問題対策 ・保育園、幼稚園運営 ・青少年健全育成 ・小中学校運営 ・小中学校教育

分野	具体的な業務例
環境・景観 新エネ・鳥 獣保護	・動物愛護 ・環境計画 ・自然環境維持 ・廃棄物対策 ・公害防止 ・町なみ景観保全 ・鳥獣保護
産業振興 観光	・区域内の農林水産業振興 ・区域内の農村活性化 ・区域内の商工業振興 ・中心市街地活性化 ・区域内の地産地消 ・区域内の地場産業・伝統産業 ・区域内の観光振興 ・企業誘致 ・地元企業活性化
道路・河川 土地・公園	・高速交通網に関する提案 ・幹線道路に関する提案 ・区域内の生活道路 ・区域内の河川行政(専門的職員の確保が必要) ・区域内の土地利用計画 ・区域内の都市計画 ・区域内の公園等
歴史・文化	・公民館運営 ・図書館運営(建設) ・文化ホール運営(建設) ・体育館運営(建設) ・美術館等運営(建設)に関する提案 ・地域文化伝承 ・歴史・史跡 ・文化意識向上 ・生涯学習 ・国際交流

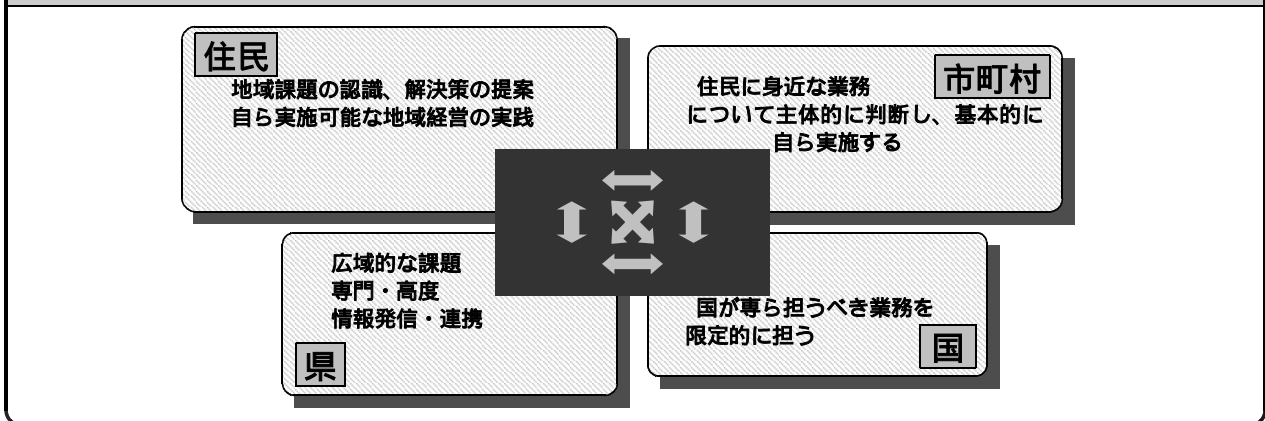
県が住民や市町村と連携・協力して主体的に担う役割



分野	具体的な業務例
災害・防災	<ul style="list-style-type: none"> 大規模災害復旧対応 広域的な防災対策 県全体としての消防・救急
地方税	<ul style="list-style-type: none"> 県税の確保
生活環境 安全	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活問題情報発信 食品衛生・食の安全情報発信 食品検査の実施 広域的なごみ対策 ユニバーサルデザインの情報発信・実践 人権・男女問題の企画立案 雇用対策 交通安全・地域安全情報発信 地域交通確保の市町村間調整 地域情報化に対する助言・支援
上下水道	<ul style="list-style-type: none"> 上下水道に関する助言・支援
建築物等	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な住宅行政 建築基準行政の実施、助言・調整
保健衛生	<ul style="list-style-type: none"> 高度地域医療の確保 健康づくり情報発信 高度・広域的な感染症対策
保健福祉	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の市町村間調整 高齢者医療に関する情報発信 介護・介護保険の市町村間調整 広域・専門的高齢者福祉施設 広域・専門的障がい者福祉施設 DV(ドメスティックバイオレンス)対策
こども・教育	<ul style="list-style-type: none"> 少子化対策に関する助言 子育て問題対策に関する助言・支援 青少年健全育成に関する助言・支援 小中学校教員の調整(当面の措置であり、将来的には市町村が担う) 高等学校の設置運営 公立大学法人の設立 私立学校に対する助成・指導

分野	具体的な業務例
環境・景観 新エネ・鳥 獣保護	<ul style="list-style-type: none"> 動物愛護に関する助言 広域的な環境計画 広域的な自然環境維持 広域的な廃棄物対策 広域的な公害防止 町なみ景観保全に関する助言 鳥獣保護に関する助言
産業振興 観光	<ul style="list-style-type: none"> 広域的な農林水産業振興、研究 農村活性化に関する助言 広域的商工業振興、研究 中心市街地活性化に対する助言・支援 地産地消に関する助言・支援 食料自給率の向上 地場産業・伝統産業に関する助言・支援 広域的な観光振興 企業誘致の広域的な展開 地元企業活性化の広域的な展開
道路・河川 土地・公園	<ul style="list-style-type: none"> 高速交通網に関する提案 幹線道路 生活道路に関する助言・支援 河川行政(広域的なもの) 土地利用計画に関する助言、調整 都市計画に関する助言、調整 広域的な公園
歴史・文化	<ul style="list-style-type: none"> 美術館等運営(建設) 歴史・史跡の広域的展開 文化意識向上に関する助言・支援 生涯学習に関する助言・支援 国際交流に関する協調

国が住民、市町村、県と連携・協力しながら限定的に担う役割



分野	具体的な業務例
災害・防災	・大規模災害復旧対応 ・必要最小限の基準設定
地方税	・必要最小限の基準設定
生活環境 安全	・情報発信 ・必要最小限の基準設定
上下水道	・必要最小限の基準設定
建築物等	・必要最小限の基準設定
保健衛生	・必要最小限の基準設定 ・情報発信
保健福祉	・必要最小限の基準設定
こども・教 育	・情報発信 ・必要最小限の基準設定 ・国立大学法人の設立

分野	具体的な業務例
環境・景観 新エネ・鳥 獣保護	・必要最小限の基準設定
産業振興 観光	・国家レベルで解決すべき研究 ・国際的な観光振興
道路・河川 土地・公園	・高速交通網 ・必要最小限の基準設定
歴史・文化	・美術館等運営(建設)

もっぱら国が担うべき業務

国家存立に直接関わる業務であって、特に国自らがその実現を担う必要のあるもの

(例) 防衛施設の取得・運用、刑務所等の矯正施設の管理・運営、出入国の管理、難民の認定 など

全国的に統一されるべき基本ルールや地方自治に関する準則に関する業務であって、特に国自らがその実現を担う必要があるもの

(例) 【産業・経済に関する分野】

金融機関の検査・監督、証券市場の監視、独占禁止法に関する調査・命令

【福祉・健康などに関する分野】

医薬品製造販売業の許可・監督

【雇用・労働に関する分野】

労働基準の監督

国家規模でネットワーク形成や事業構築等を図る必要がある業務であって、特に国自らがその実現を担う必要のあるもの

(例) 【社会資本整備に関する分野】

骨格的な高速自動車道の計画、設置管理、第一種空港の計画・設置・管理

【産業・経済に関する分野】

電気事業の許可・監督

【交通・通信に関する分野】

国家規模のネットワークに係る鉄道事業の認可・監督、

一般放送事業者に対する認可・監督

【全国を単位とする保険・共済に関する分野】

国民年金

【教育や文化・科学技術に関する分野】

大学の設置認可・監督

【環境に関する分野】

希少野生動植物の保護、捕獲の許可

国家として支援すべき高度な技術や希少な資源等に関する業務であって、あまねく実施すべき性格のものではないもの

(例) 【産業・経済に関する分野】

核燃料物質等の精錬に関する規制・監督

【教育や文化・科学技術に関する分野】

宇宙・海洋開発、先端的な科学技術開発、国宝の指定、管理に関する指示

など

国の行政組織の内部管理に関する業務

(例) 国税、国有財産管理、行政評価や横断的な政策評価の実施 など